

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）	1
○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）	14
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	22
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）	23
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	25
○ 石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）（抄）	27
○ 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）	28
○ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（抄）	29
○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）（抄）	30
○ 財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）（抄）	31
○ 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（抄）	32
○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）（抄）	34
○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（抄）	35
○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（抄）	36
○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）	37
○ 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（抄）	39
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	41
○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（抄）	43

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（抄）		47
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）		49
○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（抄）		50

改 正 案	現 行
（登録申請書における電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券等） 第十五条の四の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 一 六 （略） （削る） 2 法第二十九条の二第一項第六号に規定する法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為から除くものとして政令で定めるものは、貸付事業等権利（法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事業等権利をいう。第十五条の十の二第一項第二号において同じ。）に係る行為以外の行為とする。 （貸付事業等権利の範囲） 第十五条の四の三 法第二十九条の二第一項第十号に規定する政令で定める権利は、当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資	（登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券） 第十五条の四の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 一 六 （略） 七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの （新設） （新設）

対象事業をいう。)が次に掲げるものに該当する権利とする。

一 主として金銭の貸付けを行う事業であるもの

二 主として貸付債権の取得を行う事業であるもの

三 前二号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号イ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 一の二 (略)

三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前三号に掲げる場合を除く。) 五千万円

四 (略)

五 第二種金融商品取引業(法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務(法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。) 千万円

六 八 (略)

2 (略)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号イ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 一の二 (略)

三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前三号に掲げる場合を除く。) 五千万円

四 (略)

五 第二種金融商品取引業(法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務(法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。) 千万円

六 八 (略)

2 (略)

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第九項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第十五条の四の二第一項第四号及び第五号に掲げる有価証券

二 第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び貸付事業等権利

2 法第二十九条の四の三第三項に規定する政令で定めるものは、前項第二号に掲げるものとする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第九項及び第二十九条の四の三第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(法第二十九条の規定が適用されない有価証券等管理業務を行う場合に準ずる場合)

第十五条の二十の二 法第三十三条第三項に規定する政令で定める行為を業として行う場合は、第一条の十二第二号に掲げる行為を業として行う場合とする。

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券

二 第二条の九第一項に規定する権利並びに第二条の十第一項第五号及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利

2 法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、前項第二号に掲げるものとする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(特定金融商品取引業者等の範囲)

第十五条の二十七 法第三十六条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十五条の二十八 法第三十六条第三項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第一項各号に掲げる者とする。

2 法第三十六条第三項及び第四項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・四 (略)

3 法第三十六条第四項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第二項各号に掲げる者とする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十七条の十六 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(特定金融商品取引業者等の範囲)

第十五条の二十七 法第三十六条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十五条の二十八 法第三十六条第四項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第一項各号に掲げる者とする。

2 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・四 (略)

3 法第三十六条第五項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第二項各号に掲げる者とする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十七条の十六 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)	(略)	(略)
第三十三条の三 第一項第八号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)	(略)	(略)
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号） 第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同	不動産特定共同事業法 第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不	(略)

(略)	(略)	(略)
第三十三条の三 第一項第七号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)	(略)	(略)
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号） 第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同	不動産特定共同事業法 第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）	(略)

事業者	動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介	
(略)	(略)	(略)

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業（電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利に係るものを除く。次項において同じ。）を行わない金融商品取引業者及び法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者とする。

2
(略)

(補償対象債権に係る支払の場合の租税特別措置法の特例)

第十八条の十四 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四條の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六條第四項第一号ロ又はハに定

事業者	の締結又はその代理若しくは媒介	
(略)	(略)	(略)

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業（電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利に係るものを除く。次項において同じ。）を行わない金融商品取引業者及び法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者とする。

2
(略)

(補償対象債権に係る支払の場合の租税特別措置法の特例)

第十八条の十四 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四條の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が補償対象債権に係る支払（法第七十九条の五十八第一項の支払をいう。次項において同じ。）により生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事實は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実^に該当しないものとみなす。

2
（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）^{、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）^{、第三十六条第一項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）^{、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第}}}

第六条第四項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が補償対象債権に係る支払（法第七十九条の五十八第一項の支払をいう。次項において同じ。）により生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事實は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実^に該当しないものとみなす。

2
（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）^{、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）^{、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）^{、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第}}}

四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第七十一条まで及び第八百八十五条の二十二から第八百八十五条の二十四まで（法第八百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2／7 （略）

8 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第一項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限り、第六十六条の十五にお

四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第七十一条まで及び第八百八十五条の二十二から第八百八十五条の二十四まで（法第八百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2／7 （略）

8 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限り、第六十六条の十五にお

て準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十三條第一項、第六百五十七條から第六百五十九條まで、第六百六十二條、第六百六十三條から第六百六十七條まで、第六百六十八條から第六百七十一條まで若しくは第六百八十五條の二十二から第六百八十五條の二十四までの規定又は法第六百六十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二條の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

9 法第九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八條第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九條の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条

て準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十三條第一項、第六百五十七條から第六百五十九條まで、第六百六十二條、第六百六十三條から第六百六十七條まで、第六百六十八條から第六百七十一條まで若しくは第六百八十五條の二十二から第六百八十五條の二十四までの規定又は法第六百六十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二條の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

9 法第九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八條第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九條の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条

第一項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八條の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限り。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで、第三百六十八条から第三百七十一条まで若しくは第三百八十五条の二十二から第三百八十五条の二十四までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

10 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が第一号から第三号までに掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の第一号から第三号までに掲げる行為に関する法第八十七条

第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八條の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限り。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで、第三百六十八条から第三百七十一条まで若しくは第三百八十五条の二十二から第三百八十五条の二十四までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

10 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が第一号から第三号までに掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の第一号から第三号までに掲げる行為に関する法第八十七条

の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで、第三百六十八条から第三百七十一条まで若しくは第三百八十五条の二十二から第三百八十五条の二十四までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二（四）（略）

の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで、第三百六十八条から第三百七十一条まで若しくは第三百八十五条の二十二から第三百八十五条の二十四までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二（四）（略）

11 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第一百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第一百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）第三十六條第一項、第三十七條から第三十七條の六まで、第三十八條から第三十九條まで、第四十條（同條第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十三條から第三百六十七條まで、第三百六十八條から第三百七十一條まで若しくは法第八十五条の二十二から第八十五条の二十四までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 （略）
12 （略）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長

11 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第一百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第一百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）第三十六條第二項、第三十七條から第三十七條の六まで、第三十八條から第三十九條まで、第四十條（同條第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十三條から第三百六十七條まで、第三百六十八條から第三百七十一條まで若しくは法第八十五条の二十二から第八十五条の二十四までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 （略）
12 （略）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長

等への委任)	等への委任)
第四十三条の十 (略)	第四十三条の十 (略)
2 (略)	2 (略)
3 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。	3 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。
一 法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写し及び同項に規定する情報の送付並びに法第百六十五条の二第九項の規定による組合利益関係書類の写し及び同項に規定する情報の送付	一 法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写し及び法第百六十五条の二第九項の規定による組合利益関係書類の写しの送付
二 (略)	二 (略)
三 法第百六十四条第八項及び第百六十五条の二第十三項の規定による情報の提供の求めの受理	(新設)

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 顧客等に対する誠実義務（第二条・第二条の二） 第三章 金融商品の販売等（第三条―第十四条） 第四章 金融サービス仲介業 第一節―第五節（略） 第五章 雑則（第四十四条―第四十九条） 第六章 犯則事件の調査等（第五十条） 附則 （定義） 第一条 この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）<u>第一条の二</u>第一項から第五項までに規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。 第二章 顧客等に対する誠実義務	目次 第一章（略） 第二章 金融商品の販売等（第二条―第十四条） 第三章 金融サービス仲介業 第一節―第五節（略） 第四章 雑則（第四十四条―第四十九条） 第五章 犯則事件の調査等（第五十条） 附則 （定義） 第一条 この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）<u>第二条第一項</u>から第五項までに規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。 （新設）

（顧客等の保護を確保することが必要と認められる業務）

第二条 法第二條第一項に規定する同條第二項各号に掲げる業務に付随し、又は関連する業務であつて顧客等（同條第一項に規定する顧客等をいう。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める業務（同條第二項各号に掲げる業務を除く。）及びこれらに類する業務であつて当該各号に掲げる業務に関連するものとして内閣府令で定めるものとする。

一 法第二條第二項第二号に掲げる業務 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十五條第一項に規定する業務

二 法第二條第二項第三号に掲げる業務 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十條第二項の規定により営むことができる業務

三 法第二條第二項第五号に掲げる業務 次のイからチまでに掲げる業務

イ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第十五号に規定する附帯する事業（同項第二号又は第三号に規定する事業に係るものに限る。）又は同條第六項第十七号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ロ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十條第一項第十七号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同條第三

（新設）

項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第八十七条第一項第十八号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第四項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第九十三条第一項第十号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第二項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九十七条第一項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第三項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ハ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九條の八第一項第四号に規定する附帯する事業若しくは同条第二項第二十五号に規定する附帯する事業（同項第一号から第五号までに規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九條の九第一項第九号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第六項第一号に規定する事業のうち同法第九條の八第二項第二十五号に係るもの（同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ニ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条
第三項の規定により行うことができる業務又は同法第五十四条
第四項の規定により行うことができる業務

ホ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第
三項の規定により営むことができる業務

ヘ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条
第一項に規定する付随する業務若しくは同条第二項に規定する
付随する業務（同項第一号から第六号までに掲げる業務に係る
ものに限る。）又は同法第五十八条の二第一項に規定する付随
する業務（同項第一号から第四号までに掲げる業務に係るもの
に限る。）

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第
四項の規定により営むことができる業務

チ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
第二十一条第四項の規定により営むことができる業務

四
法第二条第二項第六号に掲げる業務 銀行法第五十二条の四十
二第一項（農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組
合法第百八条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭
和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項、信用金庫
法第八十九条第五項、長期信用銀行法第十七条、労働金庫法第九
十四条第三項又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において
準用する場合を含む。）に規定する付随する業務

五 法第二条第二項第十号に掲げる業務のうち保険業法（平成七年

法律第百五号) 第二条第一項に規定する保険業に係る業務 同法
第九十八条第一項の規定により行うことができる業務又は同法第
二百七十二条の十一第一項に規定する付随する業務

六 登録金融機関業務(金融商品取引法第三十三条の三第一項第六
号イに規定する登録金融機関業務をいい、法第二条第二項第二号
及び第九号に掲げる業務を除く。以下この号及び次条第一号にお
いて同じ。) 登録金融機関業務に付随する業務

(法第二条第二項第十九号に規定する政令で定める業務等)

第二条の二 法第二条第二項第十九号に規定する政令で定める業務は
次の各号に掲げる業務とし、同項第十九号に規定する政令で定める
者は、当該各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者と
する。

一 登録金融機関業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用
人

二 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項
に規定する登録を受けて行う信託法(平成十八年法律第百八号)
第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する
業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

第三章 金融商品の販売等

第三条・第三条の二 (略)

(新設)

第二章 金融商品の販売等

第二条・第三条 (略)

(金融商品の販売となる行為)

第六条 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていらないものに係る信託契約(当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。)の委託者との締結

二 (略)

- 三 銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引(前条の取引及び商品先物取引等を除く。)又は当該取引の取次ぎ

(特定顧客)

第十二条 (略)

2 (略)

- 3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

- 三 農業協同組合法第十一条の五又は第十一条の二十七

- 四 水産業協同組合法第十一条の十一(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。)
- 又は第十五条の十二(同法第九十六条第一項又は第百五条第一

(金融商品の販売となる行為)

第六条 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていらないものに係る信託契約(当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。)の委託者との締結

二 (略)

- 三 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引(前条の取引及び商品先物取引等を除く。)又は当該取引の取次ぎ

(特定顧客)

第十二条 (略)

2 (略)

- 3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の五又は第十一条の二十七

- 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の十一(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。)
- 又は第十五条の十二(同

項において準用する場合を含む。)

五 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(同法第九条の九五項又は第八項において準用する場合を含む。)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一

七 信用金庫法第八十九条の二

八 長期信用銀行法第十七条の二

九 労働金庫法第九十四条の二

十 (略)

十一 保険業法第三百条の二

十二 農林中央金庫法第五十九条の三

十三 信託業法第二十四条の二(保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)

十四 株式会社商工組合中央金庫法第二十九条

十五 (略)

法第九十六条第一項又は第百五条第一項において準用する場合を含む。)

五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の七の五第二項(同法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)

六 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十一

七 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二

八 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条の二

九 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二

十 (略)

十一 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百条の二

十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三

十三 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条の二(保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)

十四 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条

十五 (略)

第四章～第六章
(略)

第三章～第五章
(略)

改 正 案	現 行
（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用） 第三条の三 （略） 2ゝ7 （略） 8 法第八条第二項に規定する金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 、同法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関又は同条第三十項に規定する証券金融会社とする。 9ゝ13 （略）	（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用） 第三条の三 （略） 2ゝ7 （略） 8 法第八条第二項に規定する金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 、同法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関又は同条第三十項に規定する証券金融会社とする。 9ゝ13 （略）

改 正 案	現 行
（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用） 第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。 一～四 （略） 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け 六～十 （略） 2～5 （略）	（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用） 第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。 一～四 （略） 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け 六～十 （略） 2～5 （略）

[

改 正 案	現 行
（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用） 第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。 一（四）（略） 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け 六（十二）（略）	（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用） 第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。 一（四）（略） 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け 六（十二）（略）

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

改 正 案	現 行
（資金の運用） 第十六条 （略） 2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。 一 （略） 二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託 3・4 （略）	（資金の運用） 第十六条 （略） 2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。 一 （略） 二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託 3・4 （略）

改 正 案	現 行
（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲） 第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社	（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲） 第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社

改 正 案	現 行
（積立金の運用） 第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。 一～三 （略） 四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの イ～ニ （略） 五 （略） 2～6 （略）	（積立金の運用） 第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。 一～三 （略） 四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの イ～ニ （略） 五 （略） 2～6 （略）

○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国外送金等に係る告知書の提出義務のない公共法人等の範囲等） 第四条 法第三条第一項に規定する政令で定めるものは、国及び次に掲げる者とする。 一 三 （略） 四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 五 （略） 2 （略）	（国外送金等に係る告知書の提出義務のない公共法人等の範囲等） 第四条 法第三条第一項に規定する政令で定めるものは、国及び次に掲げる者とする。 一 三 （略） 四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 五 （略） 2 （略）

○ 財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（債券の貸付け） 第二条 （略） 2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 二 （略）	（債券の貸付け） 第二条 （略） 2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 二 （略）

改 正 案	現 行
（基金の自家運用に関する契約の相手方） 第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。 一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）及び同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人 二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）	（基金の自家運用に関する契約の相手方） 第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。 一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）及び同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人 二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）

[

改 正 案	現 行
（有価証券の貸付け） 第九条 （略） 2 法第二十六条第四号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。	（有価証券の貸付け） 第九条 （略） 2 法第二十六条第四号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（有価証券の貸付け） 第十二条 （略） 2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。	（有価証券の貸付け） 第十二条 （略） 2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。

○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（債券の貸付け） 第八条 （略） 2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 二 （略）	（債券の貸付け） 第八条 （略） 2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 二 （略）

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略） 2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表	（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略） 2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。						
(略)	第三十九条の六 第一号		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第三十九条の六 第二号		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第三十九条の九 第二項		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）又は同法第二十八条第四項		(略)	外国法人（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）		(略)
(略)	を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）		(略)	を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）		(略)

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。						
(略)	第三十九条の六 第一号		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第三十九条の六 第二号		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第三十九条の九 第二項		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）又は同法第二十八条第四項		(略)	外国法人（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）		(略)
(略)	を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）		(略)	を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）		(略)

改 正 案	現 行
（対内直接投資等の届出の特例に関する事項） 第三条の二（略） 2 法第二十七条の二第二項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）であつて、次に掲げるもの以外のもの（前二号に掲げるものを除く。） イ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）のうち、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に	（対内直接投資等の届出の特例に関する事項） 第三条の二（略） 2 法第二十七条の二第二項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）であつて、次に掲げるもの以外のもの（前二号に掲げるものを除く。） イ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）のうち、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第十項に

規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。 ～を行うものその他これに類するものとして主務省令で定めるものが業として行う法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第十六項第三号及び第五号に掲げる行為 ロ (略) 四・五 (略) 3・4 (略)	規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。 ～を行うものその他これに類するものとして主務省令で定めるものが業として行う法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第十六項第三号及び第五号に掲げる行為 ロ (略) 四・五 (略) 3・4 (略)
--	--

改 正 案	現 行
第十七条 法第六十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関（特定勧誘業務又は第四号事業を行おうとする金融機関にあつては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の登録を受けているものに限る。）及び前条各号に掲げる信託会社（特定勧誘業務を行おうとする信託会社にあつては法別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けているもの又は届出をしているもの、第四号事業を行おうとする信託会社にあつては金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものに限る。）で宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特別金融機関等」という。）には、適用しない。 2・3 （略） 4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項（法第五条第一項第五号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）について変更があつたとき、新たに特定勧誘業務を行ふこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき、又は不動産特定共同事業契約書の追加若しくは変更をしたとき、又は不動産特定共同事業契約書の追加若しくは変更をしたとき、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	第十七条 法第六十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関及び前条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特別金融機関等」という。）には、適用しない。 2・3 （略） 4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項（法第五条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。）について変更があつたとき、又は不動産特定共同事業契約書の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

きは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5
(略)

5
(略)

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
第三十七条第一項	(略)	(削る) その行う資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」という	第三十六条	業務	その行う募集等業務 資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」という。）
読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	。
-----	-----	-----	---

2 法第二百九条第一項において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項の規定を準用する場合には、同項中「次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務」と、「顧客等」とあるのは「顧客」と読み替えるものとする。

3 |
(略)

（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）

第七十二条 法第二百八十六条第一項において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同項において準用する金融商品取引法及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定を含む。）の規定を準用する場合における当該規定に

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

2 |
(略)

（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）

第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
第二百九条第一項において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十一条	次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあつて	受益証券の募集等の業務

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条第一項	業務	受益証券の募集等の業務
(略)	(略)	(略)
(新設)		

2 (略)	は政令で定める者 。以下この項にお いて「顧客等」と いう。）の保護を 確保することが必 要と認められるも のとして政令で定 めるもの 、顧客等 、顧客
2 (略)	

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等） 第二百二十一条 法第九十七条において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等） 第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
第三十七条第一項	（略）	その行う投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）の業務	第三十六条	業務	投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）の業務
読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略) (略) (略)	2 5 (略)	6 法第百九十七条において特定設立企画人等について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）の業務」と、「顧客等」とあるのは「顧客」と読み替えるものとする。
(略) (略) (略)	2 5 (略) (新設)	

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一〇三十二 （略） 三十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七章の罪 三十四〇四十八 （略）	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一〇三十二 （略） 三十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六章の罪 三十四〇四十八 （略）

改 正 案	現 行
（総合政策局の所掌事務） 第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十一 （略） 四十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。第十一条第一項第十二号において同じ。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 四十三・四十四 （略） 2・3 （略）	（総合政策局の所掌事務） 第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十一 （略） 四十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。第十一条第一項第十二号において同じ。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 四十三・四十四 （略） 2・3 （略）